

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年2月2日

金曜日

第4310号

目次

告示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定 1
- 自動車税の収納事務の委託についての一部改正
- 有害図書等の指定 3
- 換地処分

公告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 4

告示

富山県告示第41号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成30年2月2日

富山県知事 石井 隆一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
同行援護	平成30年2月1日	1610400150	社会福祉法人海望福祉会	魚津市仏田3468番地	ヘルパーステーションあんの里ありそ館	魚津市北鬼江1177番地

富山県告示第42号

自動車税の収納事務の委託についての一部改正について

自動車税の収納事務の委託について（平成18年富山県告示第327号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月2日

富山県知事 石 井 隆 一

表を次のように改める。

委託した相手方の所在地及び名称	委託内容
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した自動車税及びその収納情報のとりまとめ事務
富山県富山市堤町通り一丁目2番26号 株式会社北陸銀行	収納した自動車税及びその収納情報のとりまとめに係る仲介、連絡調整等の事務
東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサースチェーン株式会社	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地 株式会社セイコーマート	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務
群馬県前橋市亀里町900番地 株式会社セーブオン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポブラ	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ミニストップ株式会社	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務

東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店舗及び加盟店舗における 自動車税の収納事務
東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	MMK設置店の表示のある加盟店 舗における自動車税の収納事務

富山県告示第43号

有害図書等の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第9条第1項の規定により、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成30年2月2日

富山県知事 石 井 隆 一

番号	種別	図 書 等	号数又は 発行年月 日	発 行 所 名	指 定 理 由
19354	書籍	ググってはいけない禁 断の言葉2018	2018.1.1	株式会社 鉄人社	内容の全部又は一部 が著しく青少年の性 的感情を刺激し、著 しく青少年の粗暴性 若しくは残ぎやく性 を誘発し、若しくは 助長し、又は著しく 青少年の犯罪若しく は自殺を誘発し、そ の健全な育成を阻害 するおそれがある。

富山県告示第44号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成30年1月26日県営農地整備事業大浦地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成30年2月2日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
公 告  
~~~~~**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年2月2日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
大阪屋ショッピング戸出店 高岡市戸出町四丁目1200 - 1 ほか38筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社大希
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社大阪屋ショッピング
- 4 新設の日 平成30年6月30日
- 5 店舗面積の合計 2,030㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側 ほか1 79台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南西側 ほか1 60台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側 ほか1 50.0㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北東側 21.9㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 6箇所 南側ほか
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前4時～午後6時 ほか
- 8 届出の日 平成30年1月19日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成30年2月2日から平成30年6月4日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由
